

氏 名 : 柴沼 俊輔
専攻分野の名称 : 博士 (教育学)
学位記番号 : 博甲第 237 号
学位授与年月日 : 平成 26 年 3 月 14 日
学位授与の要件 : 学位規則第 4 条第 1 項該当 課程博士
学位論文名 : 戦後日本における学校が行う職業紹介制度の成立
論文審査委員 : (主査) 教授 大谷 忠
(副査) 教授 佐々木 幸寿 教授 横尾 恒隆
教授 但馬 文昭 教授 大河内 信夫

学位論文要旨

1990 年代後半以降、若年失業・無業者の増大等を背景として、青年の学校から労働への移行過程における問題が顕在化している。この問題に関わる日本の重要な制度的特徴のひとつとして、高等学校や中学校の教員が、生徒の職業紹介を、教育活動としての職業指導の一環に位置付けて行う点が挙げられる。本研究は、これを学校が行う職業紹介制度とする。

本研究は、戦後日本独特の学校が行う職業紹介制度の法的根拠を形成した諸法令の成立過程を、占領軍 GHQ/SCAP 文書等の一次資料を用いて分析し、当該制度が成立に至った経緯、および同制度の成立がもつ教育史的意味を解明することを目的とした。

分析の結果、学校が行う職業紹介制度は、1949 年 5 月 20 日公布の「職業安定法の一部を改正する法律」(以下 1949 年職安法改正)による学校が行う職業紹介の法制化、1949 年 5 月 31 日制定公布の「教育職員免許法」(以下 1949 年教免法)による中学校・高等学校教員免許状「職業指導」設置、1953 年 11 月 27 日公布の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」(以下 1953 年学教法施行規則改正)による中学校・高等学校「職業指導主事」設置、という三段階を経て成立に至ったとみることができた。

一連の成立経緯における事実に基づいて、学校が行う職業紹介制度の成立がもつ意味として、(1)職業紹介を教育活動としての職業指導の一環とする準拠枠の法制化、(2)学校の教員が人的資格要件を問わずに生徒の職業紹介を行う制度の確立、という二点から指摘できる。

(1)1947 年 11 月 30 日制定公布の「職業安定法」(以下 1947 年職安法)では、公共職業安定所が国民の労働権保障業務の一環として行う職業紹介と、学校が教育活動として行う職業指導とが、明確に区別されていた。さらに、同法施行下では、職業紹介は公共職業安定所が専管することが原則とされており、学校が行う職業紹介は自明のものとはいえなかった。

しかし、学校が行う職業紹介制度の成立に伴い、本来は公共職業安定所の専管事項であった職業紹介が、教育活動としての職業指導の一環に組み込まれる形で制度化された。これは、具体的には、1949 年職安法改正によって学校が行う職業紹介が法制化に至ったあと、1949 年教免法制定に伴う中・高教員免許状「職業指導」設置において、同教員免許状を保有する教員の職務に職

業紹介が含まれたことによって確立された。

これ以降、戦後日本の学校現場では、職業指導が職業紹介と混同・同一視されてしまい、その結果、職業紹介のみが行われ、教育活動としての職業指導が十分に実践されない問題が指摘され続けてきた。

つまり、学校が行う職業紹介制度の成立は、本来は公共職業安定所の専管事項であった職業紹介を、教育活動としての職業指導の一環に位置付けて制度化した点で、戦後日本の学校における職業指導実践を妨げる要因の一端を形成するものであった。

(2)1947年職安法は、日本国憲法第27条に基づき、国民の労働権を国家責任の下で保障することを目的として、公共職業安定所以外の者が行う職業紹介を許可制とした。これは、職業紹介に関する人的資格要件を備えた公共職業安定所職員が、当該業務を専管することを前提としていた。

そして、1949年職安法改正審議では、学校における職業紹介担当者の人的資格要件を、学校が行う職業紹介の許可条件のひとつとして法定する構想が検討されていた。この構想は、1947年職安法で樹立された制度の水準を維持しつつ、学校が職業紹介を行うことを認めようとするものであったと評価できる。結果として、学校における職業紹介担当者の人的資格要件は、1949年改正職安法ではなく、1949年教免法制定による中・高教員免許状「職業指導」の設置によって対応され、法定された。

しかし、1953年学教法施行規則一部改正に伴う中・高「職業指導主事」設置によって、事実上、同教員免許状は形骸化されてしまった。それは、この措置で、「職業指導主事」が、人的資格要件のない中・高教員の「充て職」として設置されたからである。この措置によって、職業紹介にかかわる人的資格要件を備えていない学校の教員が、生徒の職業紹介を兼担する制度が確立されるに至った。

これは、日本国憲法—1947年職安法の法理からみれば、問題を孕んでいたと考えられる。それは、学校の教員は、職業紹介業務に関する人的資格要件を有しておらず、かつ、通常の教育活動と並行して職業紹介を行わなければならない点で、公共職業安定所の職員と同水準の条件が整備されているとはいえなかったからである。

つまり、学校が行う職業紹介制度の成立は、人的資格要件を備えた担当者が職業紹介を専管する制度を実現することなく、学校の教員が職業紹介を兼担する制度を確立させた点で、青年たちの労働権保障の制度の水準を後退させるものであった。